

平成27年6月議会  
第4委員会報告資料

屋外広告物規格基準等の見直しについて

平成27年6月26日

住 宅 都 市 局

# 屋外広告物規格基準等の見直しについて

～安全・安心のまちづくり, より良い景観づくりを目指して～

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつであり、人を呼び込んで街ににぎわいを創出する一方、無秩序な氾濫により景観や自然の風致をそこなうことがある。

そのため、社会環境や市民ニーズの変化などに的確に対応することが必要であることから、規格基準等を見直して、質の高い広告物景観への誘導を図る。

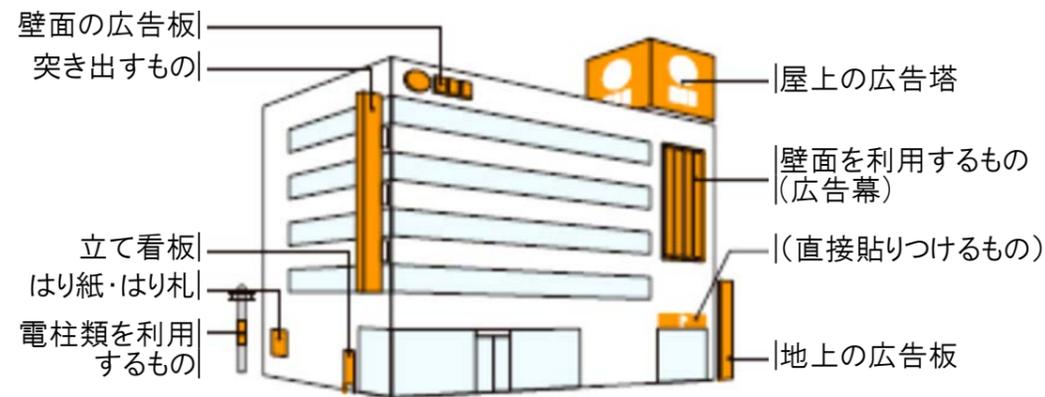
## I 屋外広告物の概要

### 1 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、下記の看板等に類するもの。

### 2 屋外広告物の種別

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。



### 3 屋外広告物条例の概要

- (1) 目的 ①良好な景観の形成, ②風致の維持, ③公衆に対する危害防止
- (2) 趣旨 屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う。
- (3) 主な条項 広告物等の制限, 違反に対する措置, 屋外広告業の登録, 屋外広告物審議会, 手数料 など
- (4) 施行規則の主な内容 適用除外の基準, 各種申請様式 など
- (5) 告示の主な内容 禁止地域の指定, 広告物の規格基準

## II 屋外広告物規格基準等の見直し

### 1 経緯

福岡市では、昭和 47 年に「福岡市屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害の防止に努めてきた。

平成 24 年には「福岡市景観計画」を定めるとともに、都市景観賞に屋外広告物部門を設け、優良な屋外広告物の普及などに取り組んできた。

また、業界団体でも保険制度の創設、「屋外広告士試験」の開始など、屋外広告物に関する知識や制度の普及啓発に努め、良好な景観の形成に取り組んでいる。

### 2 背景と課題

このような取り組みの一方で、建築物規模の大型化の傾向や、新たな広告媒体の台頭など、屋外広告物を取り巻く環境は著しく変容してきており、以下のような面で様々な課題が生じている。

- (1) 建物規模が大型化しているが、外壁面広告板の表示面積は建物規模にかかわらず一律の基準のため、建物と広告物のバランスを再考する必要性が生じている。
- (2) 信号機の背景に LED ビジョンがあることにより視認性が低下するなど新たな広告媒体に対応した基準がない。
- (3) 全市一律の規格基準となっているため、郊外の田園地域に商業地域にあるような大きな看板が設置されるなど、掲出規模が地域の特性に適應していない。
- (4) 広告物の落下による公衆への危害などに対応した広告物管理の責任が明確でない。 など

### 3 見直しの方向性

上記の経緯や課題等を踏まえ、「安心・安全のまちづくり」・「より良い景観づくり」を目指し、安全性への一層の配慮と、にぎわいや秩序のある魅力的な広告物景観づくりという観点から、①地域区分の設定, ②規格基準等の見直し, ③交通安全面にも配慮した新たな広告媒体への対応, ④管理者の有資格化などを進め、質の高い広告物景観への誘導を図る。

### 4 今後の進め方

見直しの方向性を踏まえて取りまとめる規格基準等改正案について、適宜、第 4 委員会、屋外広告物審議会、市民意見募集（パブリックコメント）などによりご意見を伺いながら、平成 28 年度の運用、施行を目指す。